

国家發展改革委：外商投資プロジェクトの認可権限移譲工作をうまく行うことに関する通知  
發改外資〔2010〕914号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市、副省級省会都市、新疆生産建設兵団發展改革委：

《國務院：外資利用工作を一段と翌行うことに関する若干意見》（国發〔2010〕9号）の精神に基づいて、ここに外商投資プロジェクトの権限移譲の関連事項について以下の通り通知する。

一、認可権限を移譲する。元々我が委員会が認可した《外商投資産業指導目録》のうち総投資（増資を含む）3億米ドル以下<sup>1</sup>の奨励類、許可類プロジェクトについて、《政府が認可する投資プロジェクト目録》で國務院関連部門が認可すべきと規定しているものを除き、省級發展改革委員会が認可する。

二、プロジェクトを厳格に管理する。認可権限移譲後、プロジェクト申請報告、認可内容、条件、プロセス等は引続き《外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法》（国家發展改革委員会令 22号）の規定に従って執行する。《外商投資産業指導目録》のうち、制限類プロジェクトの認可権限は当面移譲しない。国家法律法規及び國務院文書が認可に関する専門規定がある場合は、その規定に従う。

三、外資利用のクオリティー向上。外資がハイテク製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギー及び省エネ環境保護産業に投じるよう奨励し、外商が新技術、新工芸、材料、新設備を使用することを促進し、伝統産業の改善と向上を図る。厳格に「二高一資」<sup>2</sup>及び低レベル、過剰エネルギー拡張及び盲目的な重複類プロジェクトの建設を制限する。

四、プロジェクト認可のプロセスの簡略化。各級發展改革委は外商投資プロジェクトの認可制の規範化において、各項プロジェクト認可条件を実行すると同時に、自発的に認可プロセスを簡略化し、認可時間を短縮し、認可の透明度を増し、認可済みプロジェクトは原則として異なる方式で社会に公開しなければならない。

五、良好な投資環境の建設。各級發展改革委は認可権限移譲を期に、開発区の健康的な發展の規範化を導き、集中配置、用地集約、産業集積化などの要求に従い、外商投資プロジェクトが開発区に集積するよう促し、投資の便利化を高め、外商投資が産業構造レベルアップ等の促進の方面の積極的な宣伝と世論を導く強度を強め、絶えず投資環境を改善する。

六、プロジェクト監督検査の強化。各級發展改革委は関連部門と共同で外資形勢と趨勢の分析を強化し、争点及び重点問題に関心を持ち、速やかに外商が困難を解決するのを

<sup>1</sup> ここでは3億米ドルは含まない。

<sup>2</sup> 高汚染、高エネルギー消耗、資源性

手伝い、重大問題を速やかに我が委員会に反映すること。

各級発展改革委は本地区の実勢状況を結合し、《国务院：外資利用工作を一段と翌行うことに関する若干意見》（国発〔2010〕9号）の宣伝と貫徹を執行し、積極的に外資の有効利用の方針を堅持し、改革創造強度を強め、より開放的で、優れた投資環境を創り上げ、全面的に外資利用工作レベルを高めること。

国家発展改革委  
二〇一〇年五月四日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／応元捷）